

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

第2節 地域における環境保全活動の推進

第1 消費者・事業者としての県の取り組み

1 環境調整システムの推進

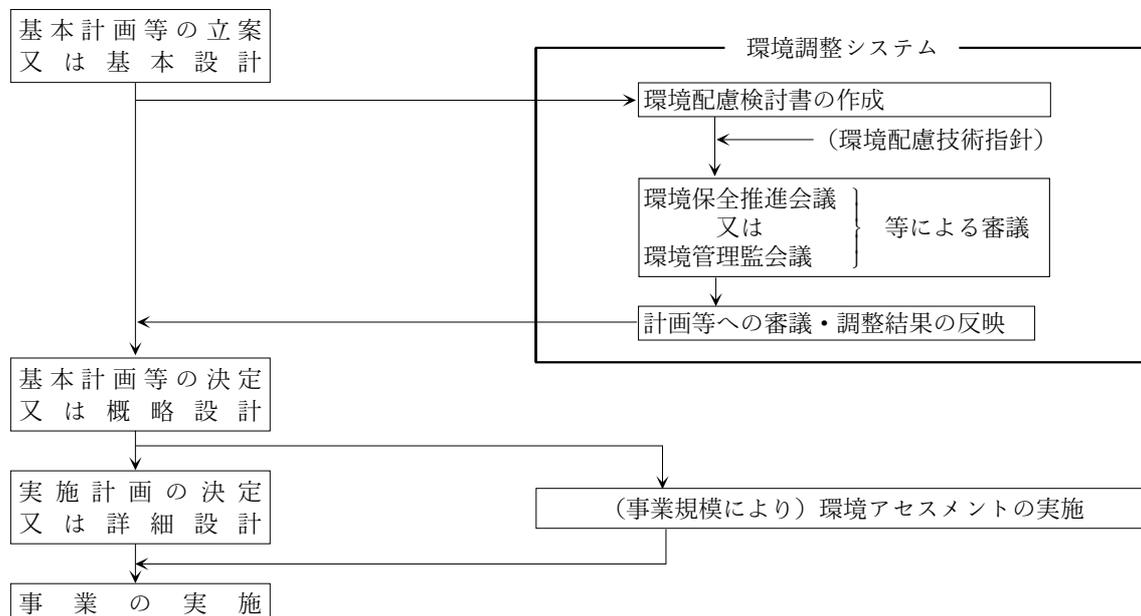
県は、自ら実施する大規模な開発事業等による環境への負荷等を低減するため、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮のあり方や方針に関して、環境保全推進会議等において、審議し、調整等を行う環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成11年度には、3件の開発事業について審議・調整を行いました。

ア 対象とする開発事業の種類

環境調整システムでは、次の14種類の事業のうち、一定規模以上のものを対象としています。

- ① 道路の整備
- ② 河川・ダム等の整備
- ③ 海岸の整備
- ④ 公有水面の整備
- ⑤ 港湾の整備
- ⑥ 森林の整備
- ⑦ 公園の整備
- ⑧ 下水道の整備
- ⑨ 水道の整備
- ⑩ 農業農村の整備
- ⑪ 発電所の整備
- ⑫ 建物の建設
- ⑬ 用地の整備
- ⑭ その他環境保全推進会議の長が必要と認めるもの

イ 開発事業の流れと環境調整システムの関係



2 環境保全活動の推進

県では、昼休みの消灯等の省エネルギー、古紙の回収などによるリサイクルやグリーン購入などを行っています。このような取り組みをさらに推進するため、県自らが消費者であり、事業者であることを職員一人ひとりや職場全体で認識する必要があります。

このため、平成10年3月に「三重県環境保全率先実行計画（みえエコフィスプラン）」策定し、このプランを着実に推進するための体制を構築して環境に優しいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進しています。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

表4-2-1 みえエコフispランにおける重点的取組事項に関する数値目標と実績

項 目	内 容	平成13年度数値目標	平成11年度実績
1 電気使用量の削減	県有施設における電気の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減	10%以上	6.9%削減
2 冷暖房用等の燃料使用量の削減	県有施設の冷暖房用等に使用する燃料の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減	10%以上	28.3%削減
3 水使用量の削減	県有施設における水の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減	10%以上	24.4%削減
4 用紙類の古紙配合率の向上	購入する用紙類の古紙配合率を80%以上	80%以上	94.9%
5 廃棄物の排出量の削減	県有施設から排出される廃棄物の総量を平成10年度を基準に10%以上削減	10%以上	25.4%削減
6 用紙類の使用量の削減	コピー用紙、パンチペーパー及び封筒の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減	10%以上	27.9%削減
7 両面コピー率の向上	両面コピーを20%以上	20%以上	51.2%
8 公用車の燃料使用量の削減	公用車の燃料の総使用量を平成10年度を基準に10%以上削減	10%以上	3.6%削減
9 低公害車の導入	更新予定の公用車の10%以上を低公害車	10%以上	69.2%

- (注) 1 両面コピー率とは、コピーの総枚数に対する両面コピー枚数の割合をいう。
 2 低公害車とは、電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、汚染物質の排出量が現行の規定値の1/10以下のガソリン低公害車をいう。
 3 公用車の範囲については、特殊用途車両（交通取締車両、捜査車両等）を除く、一般車両とする。
 4 県有施設には、県以外の財団法人等が管理を行うものを除く。

第2 市町村による環境保全施策の推進

1 基本計画の推進に係る市町村に対する支援

(1) 生活創造圏づくり推進事業の実施

平成9年11月に策定した県の総合計画「三重のくづくり宣言」で9つの生活創造圏づくりを推進することを打ち出しています。

生活創造圏づくりは、市町村の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創出していくとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町村等の事業を支援することとしており、平成11年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等に対し支援を行っています。

2 市町村環境基本条例・計画策定の促進

(1) 市町村環境基本計画策定の促進

三重県環境基本条例では、第5条において、市町村は、県に準じた施策に加え、市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行う責務を有するとされています。このため、市町村は、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるうえでの基本となる計画を策定し、これに基づき、各種の環境保全施策を着実に推進する必要があります。

平成11年度には、三重県環境基本計画市町村支援事業により、市町村における環境基本計画の策定を促進しました。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

第3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

(1) 地域づくり団体活動の支援

住民の自発的な参加による地域づくり団体の活発な活動を促進するため、情報交換や交流の場の提供、人材育成のための研修会を開催しました。

(2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,363km、海岸延長は564.71kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、適正な河川海岸管理にも貢献するので、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成11年度には、県管理11河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、ベコニア、スイセン等の花木の苗、種子等の提供するとともに、河川管理者が軽易な整地等を行いました。また、河川環境美化のボランティア活動を行う105団体に対し支援を行いました。

2 行政と住民・団体等との連携を図った環境保全活動の推進

(1) 緑のネットワーク運動の推進

複雑化、多様化している今日の環境問題を改善するためには、行政だけでなく県民、民間団体、事業者など各主体による環境保全への積極的な取り組みが求められています。特に、環境保全活動に取り組んでいるNPO（民間非営利組織）は、今後の環境保全活動の重要な一翼を担うことが期待されています。

一方、県内では県民、NPO、事業者、行政がパートナーシップに基づき、自然との共生をめざし、生命の基盤である緑と水の保全・創造に向け数々の県民運動が始まってきており、こうした取り組みを更に促進するため、平成9年2月に「三重県環境メッセージ」を発表し、(財)三重県環境保全事業団内に設置した「緑のNPO活動支援センター」により、緑の保全に取り組んでいるNPO等に対する支援を通じて、「緑のネットワーク運動」の推進に取り組んでいます。

(資料13-25参照)

三重県環境メッセージ（緑のネットワーク運動）

豊かな緑や清浄な水、さわやかな空気など自然に恵まれている三重県の「自然環境を保全・創造」するとともに、自然環境に調和した景観、歴史的・文化的な環境、都市環境の整備など「快適な環境を創造」するため、県民参加による「緑のネットワーク運動」を展開しましょう。

3 森林ボランティアの育成

(1) グリーンボランティアの育成

平成8年度に総理府が実施した「森林・林業に関する世論調査」の中でも、森林づくりのボランティア活動を行いたいと答えた人が47%ありますが、これらの人は情報もなく、具体的な活動までにいたらず、その多くが潜在化しているのが現状です。

そのため、潜在化しているボランティア活動希望者を掘り起し、研修指導、活動フィールド、活動資金等に関する情報の提供、斡旋等を行う事により、県民が自主的に参画する県民参加の森林づくり運動を推進しています。

平成11年度にはチラシ等を活用して森林ボランティア活動を希望する人を募り、グリーンボランティアとして登録するとともに（登録者数783名）、現地研修を開催し、森林活動体験と技術指導を行いました。

また、森林活動への参加を呼びかけ、森林づくりの実践活動の機会を提供しました。

表4-2-2 現地研修の開催状況

年月日	場所	内容
H11. 11. 12~14	関 町	近畿地区グリーンボランティア研修会
H12. 1. 23	津 市	豊かな森づくり推進委員会
H12. 2. 27	津 市	「森林づくり」を語る会
H12. 3. 10	海山町	グリーンボランティアリーダー研修会

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

表4-2-3 森林づくり活動

年月日	場所	内容
H11. 11. 20	菰野町	間伐作業と間伐材を使った創作
H11. 11. 20	熊野市	熊野灘の名勝「鬼ヶ城」の森林づくり大会
H12. 2. 13	津市	初春から始める楽しい森林体験（下刈り・枝打ち）
H12. 3. 11	津市	初春から始める楽しい森林体験（竹の子堀り・竹間伐等）
H12. 3. 19	大宮町	21世紀「どんぐりの森林」づくり

第4 事業者の環境保全活動の促進

1 環境保全施設整備に対する支援

(1) 三重県環境保全施設整備資金融資制度

工場等から発生する公害の防止は、事業者として当然の責務ですが、中小企業者においては、資金調達能力等から公害防止施設の整備が遅れがちとなるため、昭和45年4月に三重県公害防止施設整備資金融資制度を設け中小企業者を対象として公害防止資金の融資を行っています。

平成11年度には、融資件数が1件、融資額が2,835万円となっており、平成10年度と件数は同数、融資額では2,165万円減少しました。

表4-2-4 三重県環境保全施設整備資金融資制度

項目	内容
融資限度額	会社及び個人 組合 } 5,000万円 共同利用施設 }
融資利率	政府系金融機関の基準金利-1.2%
保証料	年0.7%
貸付期間	7年以内（据置1年以内を含む）
返済方法	原則として、元金均等分割返済
利子補給率	融資利率×40%
融資対象	①公害防止施設の設置及び改善に要する資金 ②公害を発生する工場または事業場の移転に要する資金 ③フロン対策に要する資金 ・フロン回収装置の設置に要する経費 ・フロン漏洩防止工事の実施に要する経費 ・その他これらに類する対策で知事が適当と認めるもの ④環境保全型施設の整備等に要する資金 ・RDF利用整備 ・自然エネルギー有効利用施設 ・電気自動車の購入

(2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度

この制度は、前述の環境保全施設整備資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った利子に対し、県が利子補給を行うもので、昭和46年9月から実施しています。（平成9年度以前の貸付分が対象）

表4-2-5 三重県環境保全施設整備資金利子補給金の推移 (単位：円)

年度	利子補給
S46～H6	1,012,413,600
H7	15,748,700
H8	12,836,600
H9	10,541,300
H10	7,192,000
H11	4,342,700
累計	1,063,074,900

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

2 環境管理・監査制度の導入促進

(1) 環境活動評価プログラムの普及

このプログラムは、環境管理システムの国際基準であるISO14000シリーズの認証を取得するに至らない、中小企業や病院、学校などを対象に環境庁が開発した簡易な環境管理システムです。

このプログラムは、事業活動に伴う環境負荷の簡易な把握方法や、環境保全のための事業者に期待される具体的な取組のチェックリストを示し、自己チェックの結果をもとに計画づくりと取組の推進が容易にできるようになっています。

平成11年度は下記の1事業所がこのプログラムに参加しました。

森六株式会社鈴鹿工場（鈴鹿市）

(2) 環境管理・監査制度の導入促進

企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進め、ISO14001の普及・定着を図るため、ISO取得支援資金融資制度及びISO14001導入助成事業により企業の認証取得への取り組みを支援しています。（平成11年度は、融資制度2件導入助成事業4件）

また市町村が環境保全に率先垂範することにより、住民、企業等の環境保全活動の推進を目的として、市町村ISO14001認証取得支援事業費補助金により、市町村の認証取得への取組を支援しています。（平成11年度6件）

（資料16 2, 3, 4参照）

3 環境関連産業の振興

産学官で構成する、企業の創造的事業活動に関して総合的な支援を行う「みえ新産業創造支援会議」活動の一環として、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

また、環境分野で創造的技術開発等を行う県内企業の研究開発の促進や技術力の向上を図るため、研究開発費等の一部助成事業を行う(財)三重県工業技術振興機構の取り組みを支援しました。

(1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設などの施設及び会議場施設等の整備を進めています。

平成11年度までに中核的施設として

- ・(財)国際環境技術移転研究センター
- ・鈴鹿山麓研究学園都市センター

中核的施設以外では

- ・(株)三重ソフトウェアセンター
- ・試作開発型事業促進施設（貸工場）
- ・三重県保健環境研究所

が竣工しています。

(2) 三重ハイテクプラネット21構想の推進

三重ハイテクプラネット21構想は、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として、全国に先がけて国の承認を得たものです。

この構想は、三重県随一の工業集積や環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等の分野に関する研究開発機能の集積、充実をさらに進め、産業の活発な展開を促進し、地域振興を図るものです。

鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名グリーンシティにおいては、民間研究所・研修機関、都市型産業の誘致活動を行っています。

平成11年度においても個別に企業等を訪問するなどし、本構想、各重点整備地区の状況をPRしました。

(3) 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のため、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成11年度には、養殖業の高度化と環境に配慮し、持続的な養殖生産を行っていくための具体的な目標と達成手段を盛り込んだ高度化推進計画の策定に対し支援するとともに、養殖漁場環境保全のための代表的な魚類養殖漁場を対象に底質調査を実施し底質環境の指標について検討を行っています。